

尾瀬国立公園

公園計画書

(公園計画の一部変更)

(案)

平成 年 月 日

環境省

目 次

1	変更理由	3
2	事業計画	4
	(1) 生態系維持回復計画	4
	ア 生態系維持回復事業	4

1 変更理由

尾瀬国立公園は昭和9年に日光国立公園尾瀬地域に指定され、昭和13年に特別地域の指定、昭和28年に特別保護地区の指定が行われた。平成19年8月30日には、日光国立公園から分離し尾瀬国立公園として誕生した際、公園計画の全面的な見直し（再検討）が行われている。

本公園は、尾瀬ヶ原や尾瀬沼一帯、燧ヶ岳や会津駒ヶ岳等の山岳地帯の山頂周辺に山地湿原が発達しており、ミズゴケ、モウセンゴケ、ニッコウキスゲ、ミツガシワ、リュウキンカ等希少な湿原植生を有するとともに、山岳地帯には多くの高山植物が発達している。それらの植生は、本公園の景観要素として非常に重要であるとともに、生物多様性保全上も重要である。

しかし、近年、本公園におけるニホンジカの生息数の増加や生息域の拡大により、食害やヌタ場の形成等の攪乱で植生の荒廃が進行しつつあり、ニホンジカの影響を受けずに成り立ってきた尾瀬の原生的な生態系へ回復不可能な影響を与えることが懸念されている。

このため、ニホンジカの防除や植生の保護等の対策を行い、本公園の原生的な生態系の維持又は回復を図ることが必要である。これらの対策について、公園計画との整合を図るとともに、様々な主体と円滑な対策が進められるようにするため、生態系維持回復事業を追加する。

2 事業計画

(1) 生態系維持回復計画

生態系維持回復計画を次のとおりとする。

ア 生態系維持回復事業

次の生態系維持回復事業を追加する。

(表 1 : 生態系維持回復事業追加表)

番号	名称	区 域
1	尾瀬	尾瀬国立公園全域

事業の実施方針	旧計画との関係
<p>尾瀬国立公園において、ニホンジカの生息数増加や生息域拡大とともに、湿原植生の攪乱等が確認され、ニホンジカの影響を受けずに形成された本公園の生態系に大きな影響を与えるおそれが出てきている。このため、本事業では、本公園の生態系の維持又は回復を図るため、ニホンジカの防除や植生の保護等を実施する。また、事業の効果を検証するため、ニホンジカの生息状況等の調査及びモニタリングを実施し、より効果的な事業実施に向けて調査研究及び実証試験を行う。</p>	<p>新 規</p>